

明るい未来を子どもたちに

～児童虐待防止ガイド～



江戸川区要保護児童対策地域協議会
令和7年4月

目 次

第 1 章	児童虐待の基礎知識	1
1	児童虐待について	1
2	児童虐待の背景と要因	3
3	虐待が子どもに及ぼす影響	4
4	児童虐待対応の基本原則	6
5	子どもの権利擁護の取り組み	7
6	児童虐待の予防と支援	9
7	児童虐待に気づくためのチェックリスト	10
8	特別な視点が必要な事例への対応	15
第 2 章	江戸川区児童相談所 「はあとポート」	19
1	江戸川区で児童相談所を開設	19
2	児童虐待通告後の流れ	20
3	児童相談所の介入支援～親子分離と家族再統合	21
第 3 章	江戸川区こども家庭センター	25
第 4 章	江戸川区要保護児童対策地域協議会	26
1	協議会の概要	26
2	対象児童等(要保護児童・要支援児童・特定妊婦)	27
3	代表者会議について	27
4	実務者会議について	27
5	個別ケース検討会議について	28
6	関係機関の連携	28
第 5 章	児童虐待対応に関する Q & A	29
第 6 章	資 料	33
	江戸川区要保護児童対策地域協議会設置要綱	33
	江戸川区子どもの権利条例	38

第1章

児童虐待の基礎知識

1 児童虐待について

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼす重大な人権侵害です。子どもに関わる機関は児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)(平成12年法律第82号)第5条に、児童虐待の早期発見に関して努力義務が課せられています。

《児童虐待の防止等に関する法律 第5条》

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

「児童虐待の定義」

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。)がその監護する児童(18歳未満)に対して、次に挙げる行為をいいます。

(児童虐待の防止等に関する法律 第2条)

身体的虐待	子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのあるような暴行を加えること 〔実例〕殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること 〔実例〕子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食や、長時間の放置など保護者としての監護を怠ること 〔実例〕家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	子どもに心理的な傷を与える言動等を行うこと 〔実例〕言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

※平成16年4月の「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」により、保護者以外の同居人による身体的、性的又は心理的虐待を保護者が放置することや、児童が同居する家庭での配偶者に対する暴力も虐待となりました。また、通告義務の範囲が拡大され、児童虐待を受けたと思われる場合も通告することが義務づけられています。

「子どもへの避けたいかわり（マルトリートメント） という言葉」

マルトリートメントの定義(WHO)は”避けたい子育て”虐待とは言い切れない大人から子どもに対するよくないかわりであり、エスカレートすると、児童虐待（心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト）にすすみます。

例えば、乳幼児を車の中に置き去りにする、乳幼児を家に残したまま度々外出する、泣き声に気が付かない、不潔のまま放っておく（ふろに入れない、洗濯しない）、重大な病気になっても病院へ行かない、おしりをたたく、同居人の虐待を見て見ぬふりをするなどマルトリートメントは子育てに苦悩し、解決策が見つからずに発した親からのSOSです。

マルトリートメントを受けることで脳が傷つき、その傷が影響をもたらします。

【参考：福井大学子どものこころの発達研究センター、同医学部附属病院子どものこころ診療部
友田明美先生】

法律、都条例によって、体罰は禁止されています

「児童虐待防止法」「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」にて、保護者による子どもへの体罰を禁止しています。

都の虐待防止条例では、保護者がしつけに際し子どもに肉体的、精神的な苦痛を与える行為（暴言、ネグレクト等）であって子どもの利益に反するものを「子供の品位を傷つける罰」と定めています。体罰や暴言は医学的に子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼすことがあることから保護者による体罰等を禁止し、体罰によらない子育てを推進しています。



いまだに日本では「体罰を容認する意識が根強く残っている。」という調査結果があります。しかし、保護者がしつけの名目で「子供の品位を傷つける罰」を子どもに与えることは、子どもが保護者の前だけで良い子を演じることを学習したり、人との衝突を暴力で解決してしまうようになってしまうなど、本末転倒にもなりかねません。

2 児童虐待の背景と要因

(1) 保護者の側の要因

子どもを虐待する保護者の中には、保護者自身が虐待を受けて育ってきたということが多く見られます。幼少期から虐待を受けてきたために常に怒りの感情がある、他人を信用しない、自分自身への評価が低い、安定した人間関係が保ちにくいなどの傾向があります。

幼少期からの虐待経験は、保護者となったとき、子どもを叩くことに抵抗を感じさせません。むしろ暴力を正当化していきます。これが世代間で受け継がれ、エスカレートしていくこともあります。（これを「虐待の世代間連鎖」と言います）

また、保護者がアルコールや薬物への依存度が高い、精神疾患、精神的なトラブルを抱えている場合も、虐待に発展することがあります。

(2) 家庭生活の不安定さ

夫婦の関係がうまくいっていない、収入が不安定である、若年の出産のため子育てが未熟であるなどの理由から、養育が不適切な状況になり、虐待になることがあります。

育児不安やストレス、父親が育児に非協力的、母親の育児の相談相手がいない場合など、母親の育児負担が増し虐待に発展することがあります。

配偶者による暴力（DV）の場合は、子どもに激しい暴力場면을日常的に見せることが虐待になります。

(3) 社会からの孤立

核家族化や都市の住宅事情が、地域の中で人間関係を作りにくくしています。人との関係を作ることが苦手なため、近隣とのトラブルを起こしやすく孤立しがちな人もいます。孤立した家庭内での虐待は、発見を遅らせるだけでなく、早期の対応がとれない場合は、最悪の事態を招くこととなります。また転居をくり返す家庭も、地域になじめず孤立する傾向が顕著であると考えられています。

(4) 子ども自身の要因

よく泣く、なだめても泣き止まない、要求が多くこだわりが強いなどといった「手のかかる子」「育てにくい子」に対して、保護者は拒否的な感情をもってしまうことがあります。

また、子どもに慢性疾患や障害があると、保護者はその対応に追われ、余裕がなくなり虐待をしてしまう場合もあります。

(5) 親と子どもの関係

何らかの理由で、生後しばらく入院して親子分離の状態にあった場合など、保護者は自分の子どもという実感がわかず、愛情を感じられないことがあります。また、きょうだいを比較して、どうしてもその子どもを受け入れられないということが原因で、虐待に結びつくことがあります。これらの諸要因で親子間の関係がうまくとれず、虐待を引き起こしやすくなる場合があります。

3 虐待が子どもに及ぼす影響

児童虐待は4つの類型に分類できることについては、児童虐待の定義の中ですでに触れました。そのいずれの場合でも、子どもは虐待を受けた結果、心身に様々な影響を受けます。

(1) 身体への影響

虐待されていた乳幼児の場合、発育・発達の遅れや発育不良（低身長・低体重）をきたしてしまうことがあります。暴力で頭部外傷を負った結果、脳に障害を生じ運動機能障害、言語・知的発達の遅れを生じていることもあります。また、愛情不足により成長ホルモンを抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。

(2) 知的発達への影響

虐待傾向をもつ保護者は、子どもの興味・関心を「いたずら（悪いこと）」とみなし禁止するため、子どもが周囲の出来事に関心を寄せなくなります。知的発達にも影響があり、海外の研究では「月に1回程度でも叩かれて育っている子供は、脳の意思決定領域の領域が14～19%小さくなる」「2～4歳の時に体罰を受けるとIQが5ポイント低下し、5～9歳の時に体罰を受けると2.8ポイント低下する」ということが分かっています。

また、子どもの年齢や発達レベルにあわないような過大な期待を要求される場合、子どもが親の期待に応えられないと、保護者からの拒否や叱責を受け続けます。そのため、物事に取り組む意欲が低下し、学習不振状態に陥ることがあります。

(3) 情緒・心理面への影響

虐待は、子どもにとって暴力などへの恐怖心、保護者に抵抗できない屈辱感・無力感、いつまた保護者から暴力を受けるのか、という不安感を抱かせます。こういう感情は悔しさに変わり、反抗心や怒りの感情を引き出します。また、虐待を受けた子どもの脳は萎縮してしまうなど著しい身体への影響が見られます。

【対人関係への影響】

子どもにとって安心を与える存在であるはずの保護者から虐待を受けると、子どもは欲求を適切に満たすことができず、愛着対象(保護者)との基本的な信頼関係が築かれないまま成長します。その結果、他人を信頼し愛着関係を形成する土壌がなく、他人に対して自分を必死に防衛する等、対人関係において様々な問題が生じます。その表れとして、周囲の言葉に耳を貸さない、他人のせいにする、被害的な捉え方をする、他人の手助けを排除するなどが見られます。

【心的外傷後ストレス障害(PTSD)】

虐待で受けた心の傷(トラウマ)を適切な治療を受けないまま放置すると、大人になっても安定した精神状態を保てず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。例えば、感情コントロールがうまくいかずに攻撃的、衝動的な行動に現れたり、逆に回避的になったり情緒的反応が悪くなったりします。PTSDを抱えたまま親となった場合、それらの特徴から子どもへの虐待につながる恐れがあります。PTSDは、専門家による継続的治療が必要です。

【低い自己肯定感】

保護者から常に「お前が悪いから」と印象づけられるため、自分の行動が保護者の叩くなどの虐待行為を引き出していると考え「自分はいない方がいいんだ」と感じるようになります。そのため、自己の評価が低下し、自己肯定感が持てない状態になることがあります。さらに、これらの苦痛から逃れるために感情を麻痺させ、無表情・無感情の状態になります。

【精神的症状】

反復性のトラウマにより、防衛機制として病的な症状を示すことがあります。例えば、記憶障害や意識が朦朧とした状態、離人感等があり、さらに強い防衛機制として解離が現れたり、まれに解離性同一性障害に発展する場合があります。

（４）行動面への影響

自身の感情のコントロールが効かず、感情表現が爆発的になることがあります。子どもは自分の思い通りにならないときに、暴力（言葉の暴力も含む）による問題解決の方法を学習していきます。子ども自身の暴力に対するハードルが低くなり、幼稚園や保育園、学校などで他児と関わる時に大きな問題となっていきます。研究でも叩かれて育った子はそうでない子に比べ、2倍以上攻撃的になることが分かっています。

虐待を受け続け、保護者に反抗しない子どもが成長して体格が大人並みになり、今まで我慢してきた怒りを表出させ、家庭内暴力や非行などの反社会的行為にはしることもあります。また、家庭から愛情を得られないので、社会に出て愛情を求め、望まない妊娠や若年出産となることも見られます。

【多動性】

虐待を受けた子どもは、刺激に敏感になり落ち着きのない行動をとることがあります。注意欠陥多動性障害(ADHD)に似た症状であり、鑑別が必要になります。

【偽成熟性】

大人の顔色を見ながら生活することで、大人の欲求を先取りした行動をとったり、不安定な保護者に代わり大人の役割を果たそうとすることがあります。一見よくできた子どもに見える一方で、思春期等に、それまで満たされなかった子どもとしての欲求を満たすための問題行動が表面化することがあります。

虐待は、その類型や軽重、虐待を受けた子どもの年齢や期間によって異なりますが、子どもの心身の成長に様々な影響を与える、重大な問題です。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。そして、虐待の場面を見ているきょうだいも、虐待を受けているのと同じ情緒・心理面への影響があります。また、夫婦間の暴力を見続ける場合も同様の影響があります。

4 児童虐待対応の基本原則

(1) 子どもの最善の利益

保護者との関係性を重視するあまり、子どもの被害についての認識が薄れたり、対応が遅れてはなりません。虐待は、虐待者からの観点ではなく、子どもの視点から捉えます。

- ・子どもの心身の成長に悪影響はないか
- ・子どもが苦痛を感じているか

危険度が高いと思われる場合、早急に子どもの安全確認を実施し、必要な場合には安全な環境を確保します。

(2) 虐待者へのアプローチ

【保護者が虐待に至った背景を理解する】

虐待という行為は不適切である一方で、虐待が生じる要因は様々です。そのことを理解した上で、虐待という行為の奥にある「本当は子供にこうなってほしかった」「本当は家庭をこういう風にしていきたくかった」という保護者側の立場や状況、考え、心情を対話の中で大切にくみ取ることが重要です。

【支援者としての立場】

虐待に至った背景を理解した上で、虐待行為以外で「保護者の思いを達成できる方法」を保護者と一緒に考えていきます。その時に最も重要なのは「家族が安心安全に暮らせること」です。「安心安全な家庭」を保護者と協働してどのように構築していくかが、子供の心身の健全な発達、そして子供の権利や福祉を守ることにつながります。

(3) 関係機関の連携

【複数の機関での対応】

虐待には、多種多様な家庭的問題が含まれている場合が多く、複数の機関が関わることで全体像が理解できることがあります。また、各機関にはそれぞれ強みと限界があり、他の機関との連携が必要な場合があります。

児童相談所で相談を「受理」したことで情報共有が可能になります。

【主担当機関の決定と役割分担】

児童相談所だけではなく、主たる援助者(キーパーソン)と連携する者の役割分担を明確にします。各機関の考え方の違いや温度差が生じないように、些細なことでも情報を共有し、行動を確認し合う姿勢が必要です。

【組織としての対応と進行管理】

一人の援助者のみの関わりは、思い込みによる偏った支援や、行き詰まりの原因になります。上司に相談する、会議で決定する等、組織で対応し進行管理を行います。

5 子どもの権利擁護の取り組み

(1) 子どもの権利擁護について

令和4年6月に児童福祉法の一部改正する法律（令和4年法律第68号 以下「改正児童福祉法」）が成立し、令和6年4月1日に施行されました。改正児童福祉法では、社会的養護の児童に対する意見聴取等措置や意見表明等支援事業の法定化など、社会的養護が必要な子どもに対する権利擁護に係る取組が規定されました。

本区は改正児童福祉法の趣旨に則り、社会的養護の子どもたちの支援を進めていくにあたり、当事者となる子どもの意見や意向を聴くとともに、子ども自身の意見形成を支援していきます。

また、令和3年7月に施行した江戸川区子どもの権利条例に基づき、本区で育ち、学び、活動する子ども達の大切な権利を守っていくための取り組みを推進していきます。

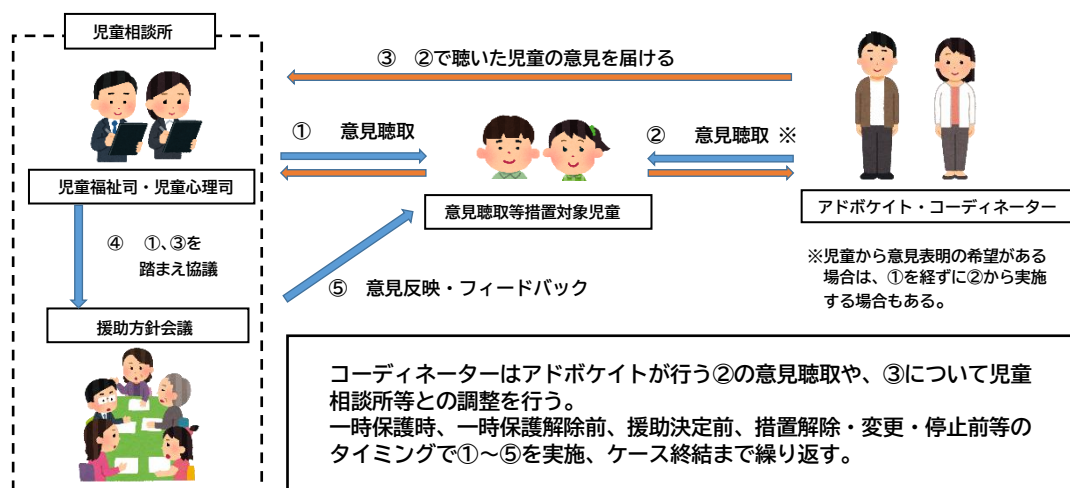
(2) 意見聴取等の措置について

意見聴取等措置は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行により法定化されました。児童相談所が、虐待等があった家庭に対する在宅指導、子どもの一時保護の決定や解除、児童福祉施設等への入所措置の決定や変更及び解除など、子どもの今後の生活に関わる重大な決定をするにあたっては、子どもの最善の利益を考慮するとともに当事者である子ども本人の年齢や発達等の状況に応じて、その意見や意向を聴くことが義務付けられました。

(3) 意見表明等支援事業について

意見表明等支援事業も上記の意見聴取等措置と同じく、令和6年4月の改正児童福祉法の施行により法定化されました。児童相談所の意見聴取等措置の対象となっている子どもに対して、子どもの福祉に関する知識や経験を持った者（意見表明等支援員）が、児童相談所から独立した立場で子どもと面接を行い、子どもの意向や意見を把握したうえで意見形成を支援していくとともに、児童相談所やその他の関係機関との連絡調整などを行っていくものです。

江戸川区意見表明等支援事業 イメージ図



(4) 子どもの権利擁護に係る環境整備について

【児童福祉審議会の活用】

児童福祉審議会は児童福祉法第8条に規定された合議制の機関です。本区の児童福祉審議会は、大学教授などの学識経験者・弁護士・医師・児童福祉施設関係者など16名の委員で構成されており、主に、①児童相談所の措置に関すること、②里親の認定に関すること、③保育所の設置認可等に関することなどについての調査や審議を行っています。

また、子どもが一時保護所や児童福祉施設などの生活への不満等から意見を述べることを希望した場合は、児童福祉審議会に対して意見を申し立てることができます。意見の申し立ては、子ども本人からや、子どもに関わる関係機関を通して行うことができます。子どもや関係機関からの申し立てを受けた児童福祉審議会は、子どもからの意見聴取など必要な調査を行った上で審議し、児童相談所やその他の関係機関に対して意見を具申しします。具申を受けた児童相談所やその他の関係機関は具申内容を踏まえた対応を検討していくことになります。

【子どもの権利条例】

本区では、全ての子どもの最善の利益が図られるまちを目指し、子どもの権利を大切に守るため、本区の基本の考え方を示す理念条例として、「江戸川区子どもの権利条例」を令和3年7月に施行しました。条例は、権利の主体である子ども自身に理解してもらえるように、全ての漢字にふりがなをふり、ですます調のやさしい言葉で記載するなど、子どもにもわかりやすい表記としています。

条例では、子どもが権利の主体としてその権利が大切に守られることを規定するとともに、「自分らしく成長できる」、「差別を受けない」、「意見を表して考えてもらうことができる」、「最もよいことを考えてもらうことができる」権利を、特に大切に守られるべき4つの権利として規定しています。また、子どもの権利を守っていくために、保護者、区民、学校などの施設関係者、本区の役割についても規定しています。

【子どもの権利擁護委員】

子どもの権利擁護委員は、条例に基づいて設置された、子どもの権利に見識のある弁護士・学識経験者・心理士などで構成されている独任制の附属機関です。役割としては、子どもの権利侵害の救済機関として、子どもからの相談等に直接応じたうえで、調査・関係者との調整や要請などを行います。

相談受付体制としては、「えどがわ子どもの権利ほっとライン」による電話受付と、区公式ホームページのメールフォームからの受付を行っています。なお、小中学生に備えられているタブレットのホーム画面にある「こどもSOS」のアイコンからもメールフォームの入力画面へ直接アクセスすることができます。

6 児童虐待の予防と支援

(1) 日々の発生予防が大切

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っ起こると考えられています。子どもと関わる保健・医療・福祉等の関係者は、児童虐待はどの家庭にも起こりうるという認識に立ち、子どもを持つ全ての保護者を念頭に入れて、虐待防止の取り組みを進めていく必要があります。

【支援がなぜ必要か】

児童虐待は、本来最も安心できるはずだった場所、本来最も愛してくれるはずだった保護者から裏切られたと感じながら、その場所で育っていかねばならないという、子どもにとっては人権侵害の問題です。虐待発生後の長期にわたる子どもへのケアも重要ですが、子どもの生命や人権を、最初から傷つけずに守り抜く意識をもち、心身ともに健全に成長・発達できるように支援していく体制を充実させていく発生予防の取り組みが大切です。

【どのような支援が必要か】

保健・医療・福祉等の関係者は、それぞれの業務の中で、児童虐待はどこにでも起こりうるという認識に立ち、子育て家庭に予防的な関わりをしていくことが必要です。

また、より児童虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていくことも重要です。虐待に至るおそれのあるリスク要因を持っているか、養育支援を必要としている家庭であるかを判断し、早期に支援につなげることが大切です。

(2) 地域の中での虐待の未然防止

地域の中で様々な事情を抱え、支援が必要な子どもや子どもの養育が困難な家庭があります。そのような状況の子どもや家庭を、地域の温かな支援・助け合いで、子どもたちの健全な成長、良好な家庭環境に結び付けていくことが大切です。

【気になる保護者への関わり】

- ・子育ての大変さと苦労に共感しながら、事情をよく聴く。聴き上手になる。
- ・優しく温かな関わりの中で関係をつくる。「頑張ったね」「よくできたね」
- ・子育てを孤立させない。「力になりたい」

【気になる子への関わり】

- ・優しく温かな関わりを持ちよく話を聴く。「どうしたの」「大丈夫」

- ◎ 困っている家庭の子育てを応援することで、孤立感を減らし、児童虐待の芽を摘んでいきましょう。

7 児童虐待に気づくためのチェックリスト

児童虐待に気づいたときには

まず通告を ～通告の義務について～

虐待を発見した人には、通告の義務があります

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所(本区の場合：江戸川区児童相談所)に通告しなければならない」と定められています。

この規定は、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、発見した人自身の目から見れば主観的に児童虐待があったと思う場合であれば、通告義務が生じることになります。それが結果として誤りであったとしても、そのことにより責任を問われることはありません。

通告についての秘密は守られます

通告を受けた江戸川区児童相談所では、通告の内容や誰が通告してきたかなどの情報を保護者に知らせたりすることはありません。ですから保護者との信頼関係を壊すことなく、他の機関とのつながりを考えていくことができます。

※個人の情報、秘密を守ることについて

公務員や医療従事者、また児童委員にはそれぞれ職務上の秘密を守ることが義務づけられています。機関同士の情報収集・情報提供にあたっては、プライバシーの保護に十分留意する必要があります。

しかしながら虐待は、子どもの人権を著しく侵害するものであることから、子どもの最善の利益のためには、虐待について機関同士で積極的に連絡を取り合うことが必要になります。

個人情報の保護に関する法律等では、個人情報を本人の同意なく本人以外から収集したり、第三者に個人情報を供することは禁じられていますが、他の法令等の規定に基づく場合、個人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、適用が除外されています。

間違いを心配してためらうことで行動を起こさず、子どもを危険から守れないということがあってはなりません。速やかに通告を行ってください。

虐待に該当します すぐに通告してください

○一つでも該当したら、まずは通告をしてください。

○通告時には、子どもの氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子どもの状態、保護者や家族状況などをお伺いします。わかる範囲で、ご協力をお願いします。

虐待に気づくためのチェックリスト

共通			
1	子どもの様子	☐	不自然な外傷（あざ、打撲、やけど等）が見られる
2		☐	家の外に閉め出されている
3		☐	衣服や身体が極端に不潔である
4		☐	食事を与えられていない 年齢相応でない痩せや低身長
5		☐	夜遅くまで遊んだり、徘徊している
6	保護者・親の様子	☐	小さい子どもを置いたまま外出している
7		☐	体罰を正当化する
8		☐	子どもが怪我や病気をしても医師に診せない 怪我について不自然な説明をする 歯を痛がっているのに治療を受けていない

虐待の可能性あります

○下記の項目に当てはまる場合には、虐待の可能性あります。事実関係が明らかでなくとも心配だと感じたら速やかに通告をお願いします。

○通告時には、子どもの氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子どもの状態、保護者や家族状況などをお伺いします。わかる範囲で、ご協力をお願いします。

虐待に気づくためのチェックリスト

共通			
1	子どもの様子	☐	いつも子どもの泣き叫ぶ声、叩かれる音が聞こえる
2		☐	極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少等）
3		☐	季節にそぐわない服装をしている
4		☐	食事に異様な執着を示す
5		☐	ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない
6		☐	気力がない、表情が乏しく活気がない（無表情）
7		☐	態度が怯えていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする
8		☐	家に帰りたくないそぶりがある
9		☐	誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い
10		☐	年齢不相応な性的な興味・関心・言動がある
11	保護者・親の様子	☐	地域や親族などと交流がなく孤立している。支援に拒否的。
12		☐	子どもの養育に関して拒否的、無関心である
13		☐	年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する
14		☐	子どもに対して拒否的な発言をする
15		☐	気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させる
16		☐	夜間徘徊などを黙認する

※共通項目に加えて、下記の項目も追加

保育所、幼稚園、学校等		
1	☐	給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
2	☐	無断欠席が多く連絡がとれない
3	☐	保護者が行事などにほとんど子どもを参加させない
4	☐	治療が必要であっても受診させない

医療機関		
1	☐	怪我の説明が二転三転し、矛盾する
2	☐	子どもから怪我の原因を説明させない、保護者が口止めしている様子
3	☐	病気でも受診が遅く、同伴しないこともある
4	☐	子どもの健康状態に無関心である
5	☐	不審な怪我がある
6	☐	保護者(母親)にも不審なあざ等がある
7	☐	幼児なのにむし歯がある、むし歯が放置されている
8	☐	口腔清掃状態が不良
9	☐	子どもの仕上げ磨きをしようとしていない

公共交通機関		
1	☐	乗り物やプラットホーム等の公共の場で、保護者が子どもを叩く等の目撃情報がある
2	☐	低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで電車やバスに乗っている、構内にいる

※共通項目に加えて、下記の項目も追加

商店街・自治会		
1	☐	商店街などで、保護者が子どもを叩く、怒鳴る等の目撃情報がある
2	☐	低年齢の子どもが夜遅く商店街を徘徊している
3	☐	子どもが万引きをしている

民間事業者（水道・電気・ガス事業者）		
1	☐	ライフラインが止まっている
2	☐	支払が長期間滞っている等、生活の困窮が心配される
3	☐	訪問時に、不自然に子どもを隠し、訪問者を追い返そうとする
4	☐	いわゆる「ごみ屋敷」状態となるなど、著しく不衛生である

民間事業者（スーパー・コンビニ・飲食店など）		
1	☐	保護者が子どもを叩くのを目撃した
2	☐	低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで店に出入りしている

マンション・集合住宅等の管理人		
1	☐	マンション等の住民から子どもの虐待の目撃情報がある
2	☐	支払が長期間滞っている等、生活の困窮が心配される
3	☐	訪問時に、不自然に子どもを隠し、訪問者を追い返そうとする
4	☐	いわゆる「ごみ屋敷」状態となるなど、著しく不衛生である

民生・児童委員		
1	☐	公園などで、子どもが一人でよく遊んでいる
2	☐	近所から子どもの虐待の目撃情報がある
3	☐	長らく子どもの姿が見えず、近所でも心配をしている
4	☐	外で保護者が子どもをよく怒鳴っている
5	☐	いわゆる「ごみ屋敷」状態となるなど、著しく不衛生である

8 特別な視点が必要な事例への対応

配偶者からの暴力(DV)のある家庭

(1) DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DVとは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のことをいいます。暴力の本質は支配関係の確立であり、身体的、精神的、経済的、性的など様々な暴力が長期間にわたり継続することもあります。暴力を受けている被害者がその関係に留まる要因は、経済的な基盤がない、社会的な評価や通念、暴力に対する恐怖や無力化など様々なものが存在します。

(2) 配偶者からの暴力と子どもの虐待

配偶者に対する暴力と児童虐待との間には関連性があるといわれています。加害者側の保護者からの子どもへの直接的な暴力だけでなく、被害者側の保護者からネグレクトや身体的虐待が見られる場合があります。また、DVから逃れ、加害者側の保護者から離れた生活が始まった後でも、それまでには見られなかった被害者側の保護者から子どもへの虐待が現れる場合もあるため、十分注意が必要です。

(3) DVの目撃が子どもに与える心理的影響

平成16年児童虐待防止法改正により、子どもの目前でDVが行われることが心理的虐待に当たることが明確化されました。慢性的な配偶者への暴力が存在している家庭で育った子どもたちは、心身に深刻なダメージを受けている可能性があるため、関係機関が連携し、子どもの心理的ケアや治療等などの必要性を考慮し、支援を継続していきます。

(4) 保護者への支援と子どもの援助

配偶者からの暴力のある家庭に援助を行う場合には、関係機関との連携は必須ですが、保護者への支援と子どもへの支援が常に同一の方向性を持っているとは限りません。

保護者への支援は、被害者側の保護者自身が暴力によって支配された関係をおかしいと感じ、その関係を断とうとする判断を行えるような「エンパワメント」が援助の基本となってきます。

一方で子どもへの支援の基本は安全の確保であり、そのためには保護者の意思に反し、子どもを家庭から分離・保護しなくてはならない場合もあります。また、一旦は加害者側の親のもとを離れた被害者側の親が再び元の関係に戻ったり、それまでとは違った親子関係が現れる可能性があることに留意していくことが必要です。

虐待を受けている子どものきょうだい

家庭内で虐待が行われている場合には、直接虐待を受けていない子どもについても心理的虐待に当たるため、きょうだい全員を調査対象とします。特に、きょうだいが重篤な虐待を受けていたり、ある時点でひとりの子にしか虐待の矛先が向いていないとしても、他の子に向かう可能性が強いことを意識して、その家族に対応しなければなりません。したがって「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生している場合には、虐待の対象となっていない他の子どもに関してもアセスメントを行い、長期間にわたり動静を把握するなどの適切な対応が必要です。

特定妊婦

特定妊婦とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）のことです。具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在、経済的困窮を抱える、要保護児童を養育しているなど複数の課題を抱えている妊婦です。児童虐待を予防するために、健康サポートセンターや、生活支援課、江戸川区児童相談所が中心となって、妊娠期から、きめ細かな対応を行い、信頼関係の構築を図り、出産後の支援体制を整えておく必要があります。

妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などを把握し、家庭訪問等により情報収集を行い、支援者側が虐待対応を含めた今後起こりうるリスクを認識（予測）したうえで、各関係機関との情報共有を行い、出産後に必要な支援の役割分担などへつなげていくことが大切です。また、パートナーやその他の家族も含め、妊婦を支えるための出産後の準備、養育方法の指導等を行う必要があります。妊娠中、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から各関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておくこと、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、各関係機関と継続的な対応を検討していきます。

ヤングケアラー

ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）等の改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）」において、ヤングケアラーとは【家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者】と定義されます。ここでの「過度に」とは、こどもの権利の侵害の観点から、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時期（勉強・遊び等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時期（勉強・就職準備等）を奪われ、身体的・精神的負担が重い状態になっている場合を指します。「日常生活上の世話」には、幼いきょうだいの世話、障害や病気等の家族に代わって行う家事や労働のほか、目が離せない家族やメンタルヘルスに課題を抱える家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳（外国語・手話）なども含まれます。

乳幼児の虐待による頭部外傷（AHT；Abuse Head Trauma）

AHTとは「5歳未満の子供の頭部に鈍的外力や、激しい揺さぶり、またはその両方が意図的に加えられたことで頭蓋骨や頭蓋内に生じる損傷」のことです。以前は「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」の名称が多く用いられてきましたが、近年では乳幼児を「揺さぶる」という行為だけに着目するのではなく、虐待による頭部外傷を幅広く捉えるため、AHTという言葉が用いられるようになりました。症状は非常に幅広く、軽度なAHTでは嘔吐・不機嫌・哺乳不良など、重度なAHTではけいれん・意識障害・呼吸障害などの症状が見られます。軽度な症状では見逃されてしまうこともありますが、海外の調査では4人に1人が致死的な経過をたどるとされる緊急度の高い事例です。命が助かって後遺症が残る可能性もあります。

（日本小児科学会HP「虐待による乳幼児頭部外傷に対する日本小児科学会の見解」参考）

転居を繰り返す家庭

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返すことが挙げられます。他の児童虐待事案と同様に要保護児童対策地域協議会を活用し、その家庭に関わる機関や個人により個別ケース検討会議を開催し、主担当機関や主たる援助者の確認、情報共有と援助の枠組みを確認します。

不登校児童

不登校の要因や背景は様々であり、状況を適切に把握した上で対応を検討する必要があります。その際、長期にわたる欠席の背景に児童虐待が潜んでいる場合もあるため、学校は、家庭の状況の把握が必要となります。

不登校の主な特徴としては、引きこもりなど心理的・精神的なもの、児童や生徒本人の非行傾向によるもの、また、保護者が登校させないなど家庭での養育に問題がある場合などがあります。

対応にあたっては担任だけでなく、生活指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、当該児童・生徒と関わりを持てる者が継続的に家庭訪問を行うなど、学校として組織的な対応が必要です。

長期間改善が見られない場合などにおいても、保護者が子どもの状況にあった適切な対応をしている場合においては、家庭訪問等を継続するなどして、保護者や児童・生徒との関わりを大切にしながら、必要な支援を継続して行います。

さらに、保護者が学校などの対応に不満をもつ等、子どもを学校に登校させないという事象も発生しています。学齢期児童であればこのような場合は就学義務違反に当たる可能性が高いことから小学校・中学校等の校長は学校教育法施行令第20条により市町村の教育委員会に適切に通知するとともに教育委員会は学校教育法施行規則第21条の出席の督促を適正に行うことが必要です。しかし、長期的に児童・生徒に会うことができず、保護者からも協力が得られないなど、学校だけでは児童・生徒の状況把握が困難であり、家庭内で児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所へ速やかに連絡、相談を行い、根拠となる事情を明確に伝えます。必要な調査の結果、家庭内で保護者による適切な対応がなされていない場合や、虐待を受けている恐れがある場合は警察と連携し、児童・生徒の家庭への強制的な介入や一時保護が必要な場合があります。（令和元年5月9日文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」より）

居所不明児童

「江戸川区児童調査マニュアル」をもとに、全庁的な確認作業の中で、最終的に居住実態が把握できない場合は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、児童相談所による調査や支援につなげていきます。

本区としては、調査対象となる0～18歳未満の子どもを年齢ごとに、健康部、子ども家庭部、教育委員会、福祉部、生活振興部、総務部が居住実態の確認を行い、その後、居住実態が確認できない子どもを「居所不明児童」と定義し、児童相談所へ通告します。

通告を受けた児童相談所は再度、家庭訪問や関係機関への調査を実施し、必要に応じて警察の専門的な機能が必要な場合には連携し、対応します。児童相談所は状況に応じて引き続き家庭訪問等を実施し、関係機関と連携し子どもの早期発見に努めます。

また、調査において子どもの安全にリスクが高いと判断した子どもに関しては「要保護児童」として虐待対応の担当に調査を引き継ぎます。

調査中に他自治体へ転出したことを把握した場合には、転出先の自治体へ情報提供を行い、転出先自治体での調査を依頼します。

第2章

江戸川区児童相談所「はあとポート」

1 江戸川区で児童相談所を開設

平成28年5月27日、依然として深刻の度を増す児童虐待について、その発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を目的として「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同年6月3日に公布されました。その中には対策の柱の一つとして、特別区が児童相談所を設置できるものとされたところです。このことは、平成22年に支援の狭間に落ちた小学生の男児が虐待死するという痛ましい事件を経験し、虐待対応の未熟さを痛感しながら二度と不幸な事件を起こすまいと固く心に決めた本区にとって、悲願の実現への道筋が開かれたことにほかなりません。

これまで東京都では、東京都の児童相談所と特別区の子ども家庭支援センターが相互に連携して児童虐待対応を行っており、本区でも平成16年度に子ども家庭支援センターを設置し、子どもや家庭への支援体制を充実させてきました。そのような体制の必要性は全国的にも認識され、法改正の中で「市町村子ども家庭総合支援拠点の整備」として具体化されたところです。しかし、虐待相談対応件数は増え続け、未だ悲しい事件も後を絶ちません。江戸川区児童相談所を開設するにあたっては、今以上の虐待発生時の迅速・的確な対応や虐待の発生予防に資するものにすべく、以下の理念を実現していきます。

まずは、子どもの命を守る児童虐待対応はまさに危機管理であり、本区が児童相談所を開設することによって「指揮命令系統の一元化」を図り、より一層の早期かつ的確な対応ができると考えています。

次に、基礎的自治体である本区が自ら保有する対象児童等の基本情報を速やかに調査することができ、加えて母子保健や学校教育、障害者福祉、生活保護や居場所事業など、実施主体としての住民サービスを展開し総合的かつ専門的に支援をすることが見込まれます。これらの有効な資源を、江戸川区児童相談所が核となって調整し「支援対応の一元化」を図ることで、児童虐待防止に大きく奏功します。

そして、子どもにかかる相談先の選択を相談者に強いることのないよう第一義的な相談を受ける「相談窓口の一元化」を図り、地域に開かれ浸透する児童相談所を目指しています。



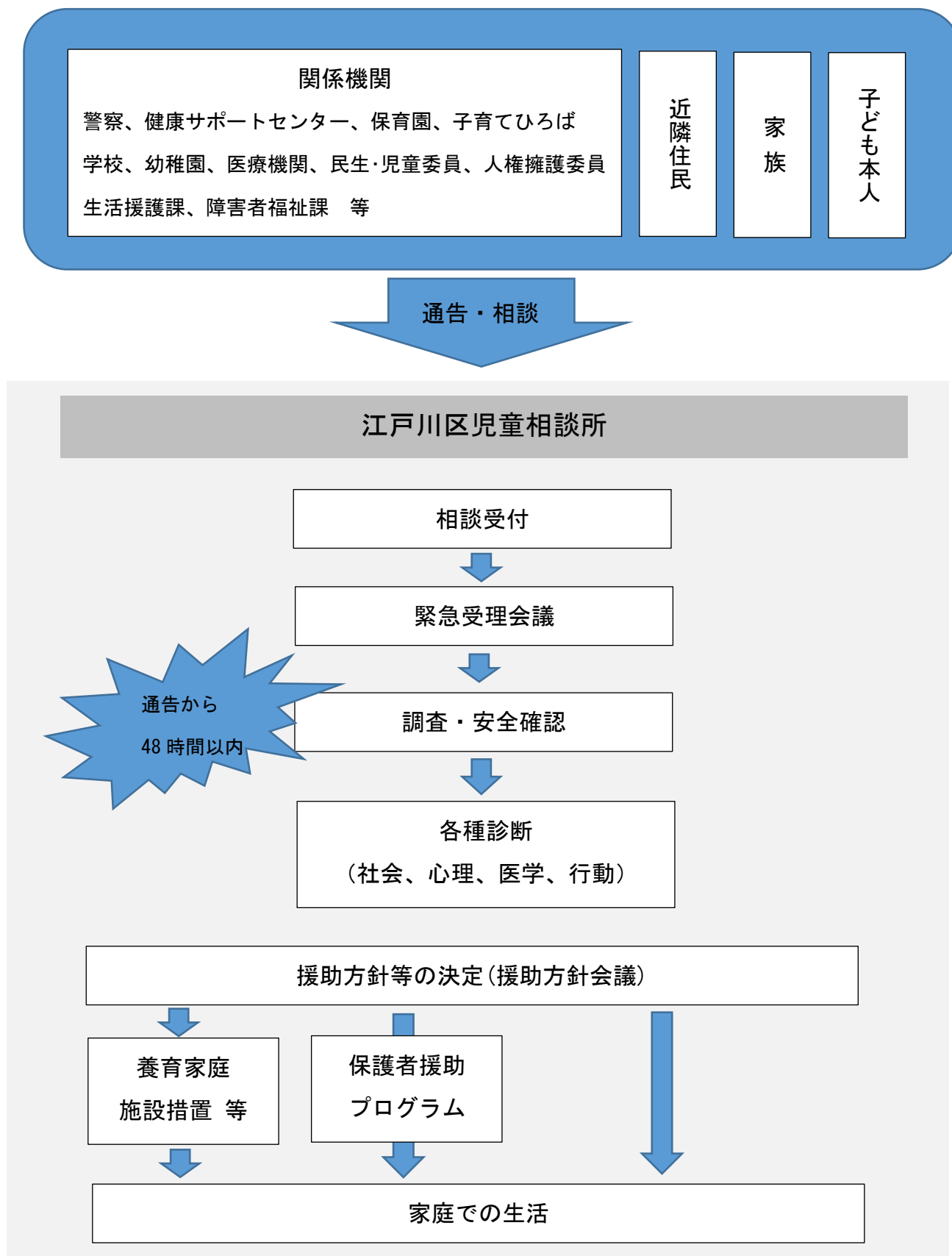
江戸川区 児童相談所

はあとポート

江戸川区中央 3 - 4 - 1 8

TEL: 0 3 - 5 6 7 8 - 1 8 1 0

2 児童虐待通告後の流れ



3 児童相談所の介入支援～親子分離と家族再統合

(1) 一時保護

虐待などにより子どもを緊急に保護する必要がある場合は、児童相談所長は一時保護所や乳児院などに一時的に保護をします。この際、保護者や親権者の承諾は必ずしも必要ではないと定められています。また、一時保護期間は原則2ヶ月を超えてはならないとされており、その間に、社会的・医学的・心理学的および行動診断を行い、総合的判断に基づいて児童相談所がその後の援助方針を決定します。

児童相談所は、以下のようなことを踏まえて援助方針を検討し、家庭復帰を決定します。

- ① 一時保護に至った家庭状況に改善が見られる
- ② 保護者が自身の養育について振り返りができ、改善させようとする意欲をもっている
- ③ 子どもが安全に生活できる計画を作成できる
- ④ 子どもが家庭に帰ることを望んでいる
- ⑤ 児童相談所や他の関係する子育て支援の機関などと相談関係ができています
- ⑥ 子どもの生活状況を定期的に確認する方法がある

家庭復帰後は、養育が適切に行われるよう、児童相談所や関係機関が継続的相談支援を行っていくことになります。家庭に戻ることが適当ではないと判断されると、一定期間、施設や里親のもとで生活することになります（社会的養護）。

◆一時保護所の生活

一時保護所での生活で大切なことは、一人ひとりの権利が守られ、みんなが安心して過ごせることです。そのために決まりごとがあったり、みんなと一緒に行動したりすることもあります。安心して安全に自分らしく過ごし、自分を取り戻す場所でもあります。

一時保護所での生活に必要な衣類や日用品、学用品は支給または貸与されます。食事は栄養のバランスや子どもの嗜好を考慮し、施設内で調理されたものが提供されます。歯科検診や歯科保健指導を行い、自分の健康の大切さを知る機会を作り、必要な場合は歯科受診を行います。必要な薬や学用品、衣類などの持ち込みや、アレルギー、宗教上の理由などはその都度考慮されます。日常生活は規則正しいリズムやアクセントをつけることを心がけ、学習時間や運動、レクリエーション、余暇時間などがあります。

一時保護所には、様々な理由で入所する子どもたちが集まっています。ですから集団での生活の中でも、一人ひとりの子どもの状態に合わせた対応をします。

(※)子どもの権利について

児童福祉法は子どもの権利条約の精神により、子どもの最善の利益を図ることが謳われています。子どもの権利条約で謳われている子どもの権利の4本柱として、①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 ④参加する権利が挙げられ、具体的には「差別されないこと」「暴力から守られること」「施設が子どもを大切にしているかどうか調べてもらうこと」「勉強することができること」「遊ぶこと、疲れたら休むこと」などがあります。

（２）社会的養護

「社会的養護」とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

社会的養護は、子どもを乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で養護する「施設養護」と里親家庭といった家庭的な環境の中で養育する「家庭養護」が大きな２本柱となっています。

【家庭養護】

＜里親（養育家庭）＞

定められた一定の基準を満たした方が、面接や研修後に審査を経て里親と認定されています。様々な事情で家族と離れて暮らす０歳から１８歳までの子どもを一定期間、自身の家庭に迎えて養育しています（里親への委託も２０歳まで措置延長できます。）。

※江戸川区には、養育家庭が４５家庭あります。（令和６年３月末時点）

＜ファミリーホーム＞

様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを里親（養育家庭）や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に５～６人の子どもを迎え入れ、子ども同士の相互交流を通じて基本的な生活習慣を身につけさせ、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的としています。

※江戸川区には、ファミリーホームgoenがあります。

【施設養護】

＜乳児院＞

原則として乳児（１歳未満）を入所させて養育する施設ですが、実際には２歳又は３歳までに入所していることも多く、低年齢児を養育するということに特色があります。

※江戸川区には、わんぱく乳児院があります。

＜児童養護施設＞

乳児を除く１８歳に至るまでの子どもを対象としますが、特に必要がある場合は乳児も対象にすることができ、子どもの最善の利益や発達状況に鑑みて、必要である場合には、２０歳に達するまで措置延長できます。

かつて大舎（２０人以上）の施設が主でしたが、地域小規模児童養護施設（グループホーム）の小人数で生活することが増えています。

※江戸川区には、江戸川つむぎの家があります。

全国に社会的養護が必要な子どもは、約42,000人（令和2年時点）東京都には約4000人（令和2年時点）、江戸川区には約280人（令和5年度末時点）います。

平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。

国においては、里親への委託率の数値目標が発表され、それに向けて江戸川区児童相談所でも里親委託率を上げるため、様々な取組をしています。

● 施設や里親宅からの家庭復帰にかかる児童相談所との地域連携

子どもが施設入所や里親宅での養育をはじめた日から、当該家庭に対して関係機関が協働し「保護者援助」を行うなどの家庭復帰に向けたプログラムが始まります。

児童相談所は、毎年度、家庭復帰支援を行う上で「家庭復帰のためのチェックリスト」を活用し、子どもの家庭復帰に向けた課題を共有し、支援等について、情報共有・協議を行っています。

児童相談所が家庭復帰の援助方針を決定する前に、個別ケース検討会議を行い、地域の支援体制を確認します。必要に応じて、福祉事務所や健康サポートセンター、保育園、学校等の関係機関にも協議の場への参加をお願いしています。

家庭復帰後に、復帰前の個別ケース検討会議で確認した支援方策が適切に行われるよう、児童相談所は関係機関と協力して支援を行います。虐待相談の場合、児童相談所は家庭復帰後少なくとも6か月間は継続指導又は児童福祉司指導を行うことになっており、この間は、児童相談所が主担当機関となり家庭復帰後の状況把握と援助を行います。

当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導を解除し、その後の地域の関係機関に引き継ぐことになります。ただし、残念ながら当該家庭において新たに虐待（再虐待）が発生し、通告を受けた場合は、家庭復帰後も児童相談所は地域と連携して支援を行っています。

江戸川区で里親になりませんか？

～社会で育てる、あなたと育てる～

里親宅には小さいころから自立するまで養育されている子どもたちだけではなく、小学生や中学生から里親に養育されている子どもたちもいます。子どもたちの学区内に里親家庭があれば、里親宅からこれまで在籍していた保育園や学校に通うことができ、子どもたちも安心して生活することができます（ただし、子どもの家庭の状況により転校することもあります。）。江戸川区内に多くの里親家庭があれば、子どもたちが育ってきた江戸川区で養育することが可能になります。

★ 里親（養育家庭）

0歳から自立するまでの子どもを、一定期間、家庭に迎え入れ温かい愛情と正しい理解を持って養育する里親。実親の状況等により、子どもが養育途中で元の家庭に戻ることや短期間のみ子どもを養育するなど委託期間は様々です。

★ 特別養子縁組里親

特別養子縁組という手続をすることにより、法律的な親子関係を成立させて、養親となって子どもを育てます。

里親（養育家庭）を知ってもらう機会として、説明会・パネル展示のほか、秋には実際に子どもを養育した里親が体験談として話す「養育家庭体験発表会」を開催しています。また、里親カフェという気軽にお茶を飲みながら、里親から直接話が聞ける交流企画もあります。

詳しくは「江戸川区児童相談所はあとポート」のホームページ、「えどさと」のホームページをご覧ください。

「江戸川区児童相談所はあとポート」

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/index.html>

「えどさと」

<https://edosato.com/>



第3章

江戸川区こども家庭センター

令和4年6月に成立した児童福祉法等の改正に伴い、令和6年4月以降、各区市町村においては、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされました。

江戸川区では、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設しました。

(1) こども家庭センターの目的

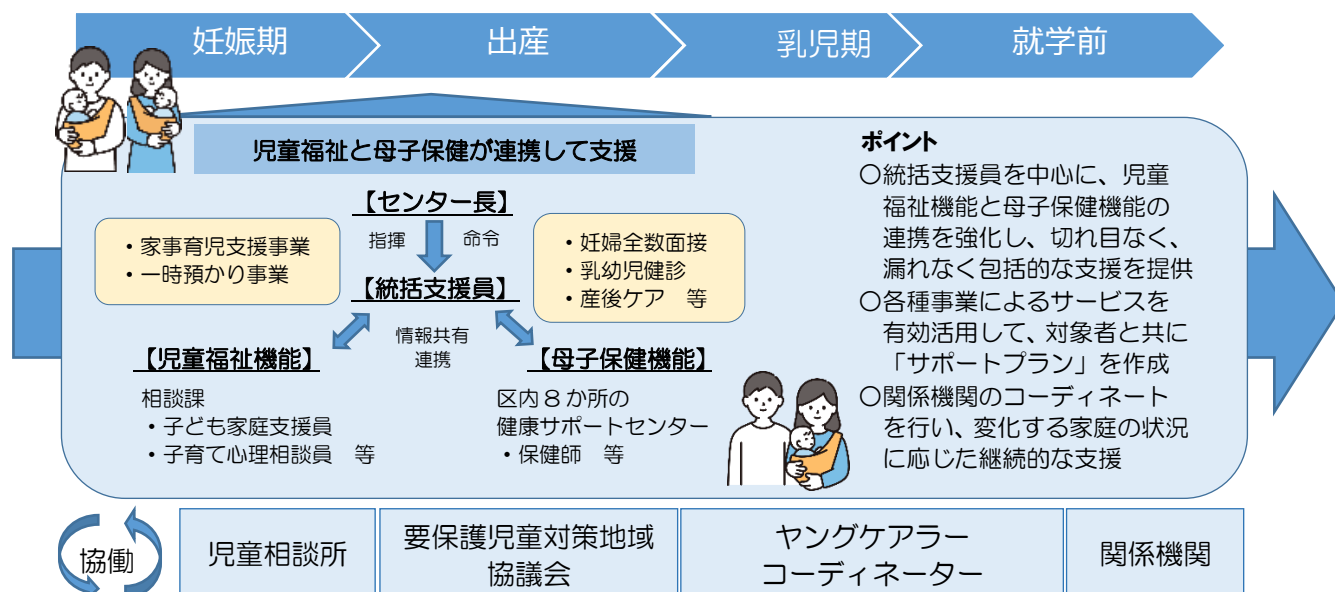
児童相談所内のこども家庭支援センター部門(相談課)と区内8か所の健康サポートセンターにおける母子保健部門を一体的な組織として運営することにより、両部門の連携・協力を深め、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行っていくなど相談支援体制の強化を図ります。

(2) こども家庭センターの業務

相談課には児童福祉の相談等を担当するこども家庭支援員等があり、また健康サポートセンターには母子保健の相談等を受ける保健師等があり、それぞれの専門性に応じた業務を実施します。

児童福祉部門では、子どものしつけや不登校、ヤングケアラーなど妊娠・出産・子育て期に関する全般の相談を受け付けます。母子保健部門では、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関することに対応します。

相談内容により、児童福祉・母子保健や関係機関と連携して、個々の家庭のニーズに応じた支援を提供します。



第4章

江戸川区要保護児童対策地域協議会

1 協議会の概要

平成17年11月29日、児童福祉法の改正を受け、これまでの関係機関ネットワークを更に充実させて「子どもの保護に関する地域協議会」を設置し令和2年4月、名称を「江戸川区要保護児童対策地域協議会(以下協議会という。)」として新たにスタートしました。

(1) 協議会の目的

虐待を受けているなど、保護を必要とする子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等についての情報や考え方を共有し、適切な連携を行うことを目的としています。関係機関には守秘義務がかかり個人情報の提供などより円滑な連携が可能となります。

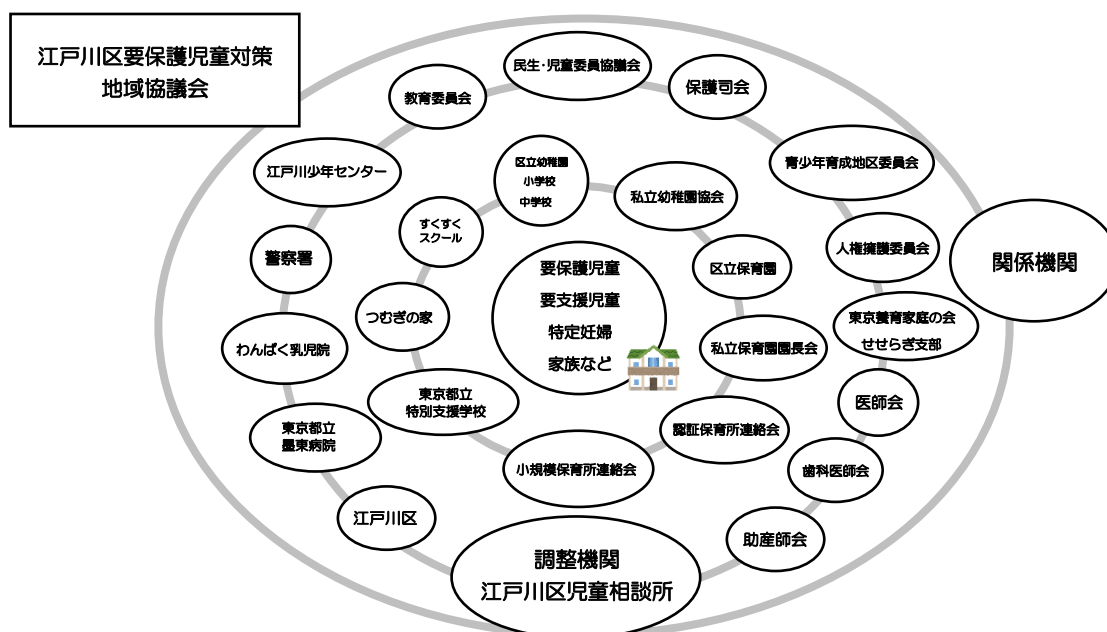
(2) 協議会の体制

協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって組織されています。代表者会議は、各機関の役割や連携のあり方など協議会全体の事項について検討します。実務者会議は、事案に関する情報共有や事例検討、代表者会議で検討した事項を実施していくために必要な事業を実施します。個別ケース検討会議では、個別の支援を具体化するため、必要に応じて催し、情報の共有、役割分担、支援方針等を協議します。

(3) 調整機関

児童福祉法では、協議会の運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にすることとされており、本区では、江戸川区児童相談所を指定しています。

江戸川区要保護児童対策地域協議会ネットワークのイメージ



2 対象児童等(要保護児童・要支援児童・特定妊婦)

江戸川区要保護児童対策地域協議会事務局として管理している児童で、児童福祉法において保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当と認められる児童（要保護児童）及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が対象児童等となります。

3 代表者会議について

各関係機関における代表者を構成委員として、協議会が円滑に運営される為の環境整備にあたって、各機関の役割や連携のあり方など協議会全体の事項について検討します。

4 実務者会議について

児童虐待の事例は、複雑で多様な問題を抱えていることが多く、その対応には一機関や一個人では限界があり、各機関が絶えず連携・協力し、子どもと家庭を支援していく必要があります。そのため、江戸川区を一定の区域に分割し、地域ごとに会議を開催することで子どもに係る各機関の実務者の意見交換、情報共有、事案の検討などを行い、従来よりさらに地域性を活かしたきめの細かい、長期的な家庭への支援を行います。

実務者会議

実務者会議は以下の会議体をもつ。

・ 地区別会議

各地区の実務者が集まり、当該地区の事案の情報を共有、意見交換等を行う。

・ 全体会議

すべての実務者等が一同に集まり、児童虐待の対応に関する共通認識をもつ。また研修を通じて、各実務者の児童虐待に係る理解促進を図る。

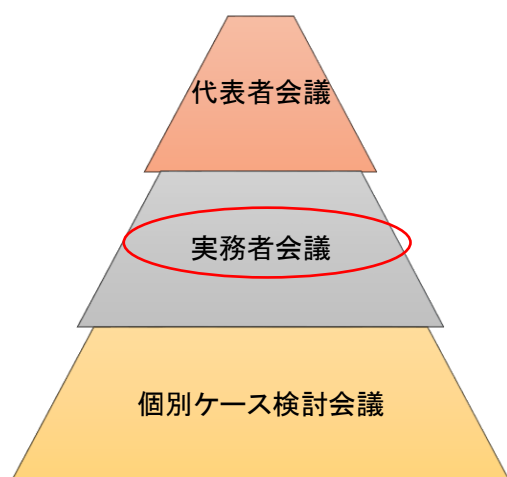
・ 生活指導連絡協議会

区内警察署3署の地区割に基づき、各小・中学校の諸課題の共有、協議を行う。

・ 進行管理会議

主要な行政機関が、要保護・要支援児童、特定妊婦等の支援状況の進行管理を行い、支援実施状況の理解促進をはかる。

「三階層の会議体」



5 個別ケース検討会議について

支援している機関が多く、当該家庭の状況認識や援助方針に違いがある場合や新たな関係機関を支援機関として加えることになり情報共有が必要な場合には、個別ケース検討会議を開いて家庭の状況の共通認識に努め、援助方針や各機関の役割を確認します。

個別ケース検討会議は江戸川区要保護児童対策地域協議会事務局である江戸川区児童相談所が主体となり、児童相談所支援担当者と協働で開催します。

6 関係機関の連携

児童虐待の事例は、複雑で多様な問題を抱えていることが多く、その対応には一機関や一個人では限界があります。各機関が絶えず連携・協力し、子どもと家庭を支援していく必要があります。

各機関はそれぞれの機関の役割と機能を相互に理解するとともに、必要な情報を共有しながら適切に連携し、一致した支援方針に基づいて対応することが求められています。

このため、保護者や子どもと身近に接する地域においてネットワークをつくり、予防から早期発見・早期対応、そして再発の防止にいたる一貫した取り組みを行っていくことが必要です。

ネットワークとは、さまざまな機関や人が縦横につながって、ネット（網）をつくり活動していくことです。個々の機関や人の機能が有機的に連携し、個々別々に活動するより大きな効果を発揮することが可能になります。

ネットワークのメリット

- ◆情報を一か所（江戸川区児童相談所）に集約できる体制が整い、迅速な対応ができる
- ◆早い段階で関係機関の連携が図れることから、虐待の未然防止、虐待の重症化を防止できる
- ◆情報を共有できることで、問題の整理と適切な支援方針の検討ができる
- ◆多くの機関が集まることで、事案に対する多面的な理解が可能となる
- ◆グループ内で情報を共有しながら対応することにより、一つの機関や担当者個人で抱え込むことを防げる（担当する職員の精神的負担の軽減等）
- ◆関係機関の役割が明確になり、重複した対応の整理ができるほか、方針の食い違いも修正できることから効率的な支援が可能となる（地域での見守り体制が整い、家族の再統合のための援助がしやすくなる）
- ◆具体的支援の効果の確認などを通じ、各機関のノウハウが蓄積できる
- ◆各関係機関の組織としての連携が図られ、担当者の異動などがあっても継続性のある一貫した対応が可能となる

第5章

児童虐待対応に関する Q&A

Q 子どもの傷・あざを発見しました。どうしたらいいですか

A まず、子どもの傷・あざの程度をチェックして医療受診の必要性を判断します。必要な場合は速やかに受診してください。通告については、怪我に至った経緯を聞き、虐待が疑われるような状況であれば通告してください。受診の必要がない場合は「これはどうしたの」と質問をしながら、見えない場所など他の場所も確認してください。その結果を、速やかに児童相談所へ通告してください。

Q 傷やあざなどの写真撮影はしないといけませんか

A 虐待を疑う根拠となる傷やあざ等は日数が経つと消えてしまいます。できるだけ写真撮影を心がけてください。

Q 学校などに来ていません。ネグレクトではないでしょうか

A 学校等に来ていないことは、さまざまな理由が考えられます。その理由がわからなくては解決のしようがありません。保護者、子どもとそれぞれの気持ちを受け止めることが必要です。全く手がかりがなく、安否が心配な場合、児童相談所へ通告してください。

Q 子どもにどのように質問をすればいいですか

A 子どもの心が落ち着ける場所で誘導的な質問にならないよう「この傷どうしたの」などのオープンクエッションで質問をします。また、子どもに「誰にも言わないで」と言われたときには「あなたを守るためには、専門の方に伝えることが必要なときがある」等と説明してください。このとき、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように・どのくらい（頻度）を心がけて質問をしてください。子どもの性被害・性的虐待が疑われた場合は専門的な面接による聞き取りが必要なので、子どもに話を詳しく聞くことなく児童相談所に至急、連絡をしてください。

Q 保護者には連絡をしたほうがいいですか

A 保育園・幼稚園・学校などで、明らかに虐待が疑われる状況で子どもが保護者と一緒にいるときに発見した場合は、保護者に簡単に事情を伺いましょう。その内容が明らかに重篤であれば、保護者の強い反発があっても毅然とした対応をして通告してください。

Q 江戸川区外に住んでいる子どもの通報はどこにすればいいですか

A 江戸川区にお住まいがあることがわかる場合は江戸川区児童相談所です。区外に住んでいることがわかる場合は居住している区市町村の児童虐待対応部署（子ども家庭支援センター・家庭児童相談室等）に通告してください。なお、子どもの居住地がわからない場合は、その場所の区市町村の児童虐待対応部署（子ども家庭支援センター・家庭児童相談室等）に通告してください。

Q 通告したことを保護者にわからないようにしてほしいのですが

A 通告を受けた児童相談所が虐待通告を漏らすことは法律により禁じられています。従って、児童相談所が通告者の情報を漏らすことはありません。しかし、児童相談所は虐待状況のリスクを正確に調査するため、通告内容の事実確認を必ずしなければなりません。そのため、通告内容によって保護者が通告元を推測する可能性があります。その場合、通告者と保護者の関係維持や正確な虐待調査の観点から、通告した旨を保護者に伝えてもらうなどの協力をお願いすることがあります。

Q 子どもの安全確認や調査は誰がどのように行うのですか

A 虐待通告を受けた子どもの安全確認は原則、児童相談所職員が 48 時間以内に直接、子どもに会って安全を確認します。きょうだいでの相談を受理した場合で緊急性がない場合には、関係機関に安全の確認の協力をお願いすることもあります。関係機関をはじめ地域住民の協力を得、家庭訪問、面接などによる調査を行います。

Q 通告や調査の回答で個人情報を話しても大丈夫ですか

- A 児童虐待防止法第6条で虐待通告は守秘義務より優先されることが規定されております。また、児童福祉法第25条の2により設置された江戸川区要保護児童対策地域協議会の構成機関である場合は情報の交換が行えます。また同条の3では江戸川区要保護児童対策地域協議会はその他の関係機関への資料や情報の提供、意見の開陳など必要な協力を求めることができるとされております。

Q 虐待通告をした場合、結果を教えてください

- A 通告によって対応した結果につきましては、個人情報やプライバシー保護の観点から原則として、具体的にお知らせすることはできませんが、関係機関と連携して適切に対応します。

Q 児童相談所は親子にどのような支援をするのですか

- A 子どもや保護者に対して面接・電話・家庭訪問などにより相談援助活動を継続的に行います。区のサービスの紹介も含め、医療機関へ受診勧奨をはじめ保護者と子どもの関係の調整などをします。また、心理療法、グループ療法、ペアレントトレーニング、プレイセラピーなどのプログラムを実施して助言、指導を行います。また、児童相談所の指導により虐待状況が改善されない場合は、子どもの安全確保を優先し一時保護をする場合もあります。

Q 支援していた家庭が転居した場合はどうなるのですか

- A 区市町村間での必要な支援が継続的に行われるように情報提供・移管をして確実に引継ぎをします。

Q どういう場合に一時保護になるのですか

A 児童福祉の原則は在宅での支援が基本です。単に子どもの生命の危険にとどまらず、現在の環境に置くことが子どもの健全な心身の成長にならない、あるいは子どもの権利や福祉に反すると判断した場合は、一時保護を検討します。一時保護をするかどうかは家庭や保護者の状況、これまでの指導経過などをふまえ、総合的に判断します。

Q 一時保護中の子どもの過ごし方について教えてください

A 一時保護所では幼児と学齢児に分かれて日課に沿って生活をします。成長に応じた生活習慣で過ごせるように生活指導を行います。一時保護中は児童福祉司・児童心理司が子ども・保護者それぞれと面接をして必要に応じた社会診断、心理診断、医学診断などの診断を行います。その結果を踏まえ、おおむね2か月を目途に援助方針を決定します。場合により児童養護施設や里親委託になることがあります。多くは家庭復帰をして地域で生活をしていきます。なお、一時保護中は原則、登園、通学等をしていた保育園や幼稚園、学校へは通えなくなります。

Q 一時保護中の子どもに、家族は会えますか

A 基本的に面会をすることはできません。一時保護所では子どもの心身に合わせた状態を総合的に判断して、面会、家庭復帰の可能性を探ります。

Q 家庭復帰の判断は誰がどのように判断するのですか

A 一時保護を解除して家庭復帰をさせるのは児童相談所です。家庭復帰する場合には各種診断結果を総合的に判断して決定します。基本的に虐待での保護による場合などは、不調を起こしてしまうこともあるため、関係機関の見守りを依頼するために個別ケース検討会議を開催し情報共有と役割分担をします。

第6章 資 料

江戸川区要保護児童対策地域協議会設置要綱

令和2年4月1日施行

改正

令和3年4月1日要綱第76号

令和4年7月16日要綱第123号

(目 的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2に規定する江戸川区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定め、もって協議会が関係する機関が適切に連携し、要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、法第25条の2第2項の規定に基づき、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を行う。

- (1) 子どもの福祉に関連する機関、団体及びその職務に従事する者の連携、協力推進、役割分担等に関する協議
- (2) 要保護児童又は要支援児童の早期発見及び児童虐待発生の予防に関する広報及び啓発活動の推進
- (3) その他江戸川区長（以下「区長」という。）が認める必要な事項

一部改正〔令和4年要綱123号〕

(構成等)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

2 協議会に会長及び副会長を置く。

- 3 会長は、区長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、第 8 条に定める代表者会議の委員から互選により選出する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（要保護児童対策調整機関の指定）

第 5 条 法第 25 条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、江戸川区児童相談所とする。

（調整機関の業務）

第 6 条 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会に関する事務の総括に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の進行管理に関すること。
- (3) 協議会の構成機関（以下「構成機関」という。）との連絡調整に関すること。

（組 織）

第 7 条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

（代表者会議）

第 8 条 代表者会議は、支援対象児童等に対する適切な保護又は適切な支援の実施を図るため、構成機関相互の適切な連携を確保し、次条に定める実務者会議、第 10 条に定める個別ケース検討会議が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 構成機関の役割、相互の連携のあり方その他支援対象児童等の支援に関する体制の検討に関すること。
 - (2) 要保護児童の早期発見、支援対象児童等への迅速かつ的確な対応、児童虐待の発生防止等に必要な事項に関すること。
 - (3) 実務者会議や個別ケース検討会議からの活動状況の報告と評価に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。
- 2 代表者会議は、構成機関のうち、会長が必要と認める機関から推薦を受けた者及び会長が指名した者をもって構成する。
 - 3 代表者会議は、原則として毎年度 2 回、会長が招集し、開催するものとする。
 - 4 会長は、必要と認めたときは、代表者会議の構成員以外の者を出席させることができる。

一部改正〔令和 3 年要綱 76 号〕

（実務者会議）

第 9 条 実務者会議は、前条第 1 項各号に定める検討事項を実施し、個別の支援対象児童等

への連携した対応が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を行う。

- (1) 支援対象児童等に関する総合的な状況把握等、支援対象事案の適切な進行管理に関すること。
- (2) 個別ケース検討会議における課題対応等の検討、対応事例等の情報共有に関すること。
- (3) 支援対象児童等に関する対応事例の研究、要保護児童の適切な保護を図るためのマニュアルの作成、研修の企画等必要な事業の実施。
- (4) 前条第 1 項に基づき代表者会議において課題とされた事項の実施に向けた検討及び代表者会議への活動状況の報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

- 2 実務者会議は、別表に掲げる協議会構成機関から推薦を受けた者及び児童相談所長（以下「所長」という。）が指名した者をもって構成する。
- 3 実務者会議は、所長が必要に応じて招集し、所長が会議を総括する。
- 4 所長は、必要と認めたときは、実務者会議の構成員以外の者を出席させることができる。

（個別ケース検討会議）

第 10 条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援内容の検討その他必要な対応を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
 - (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
 - (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについて担当者間の共通の認識の確保に関すること。
 - (4) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 個別ケース検討会議は、構成機関の中の実務担当者から、当該事案の必要に応じて所長が指名した者をもって構成する。
 - 3 個別ケース検討会議は、構成機関のうち個別の支援対象児童等の支援に関わる者の要請により、又は必要に応じて所長が招集し、適時に開催するものとする。
 - 4 所長は、必要と認めたときは、個別ケース検討会議に前項に定める構成員以外の者を出席させることができる。

(関係機関等への協力要請)

第 11 条 協議会は、法第 25 条の 3 に基づき、必要があると認めるときは、構成機関以外の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 12 条 構成機関又は第 8 条第 4 項、第 9 条第 4 項若しくは第 10 条第 4 項の規定に基づき会議に出席する者（構成機関である者を除く。）は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

一部改正 [令和 4 年要綱 1 2 3 号]

(委 任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 4 月 1 日要綱第 76 号)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 7 月 16 日要綱第 123 号)

この要綱は、令和 4 年 7 月 16 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

別 表 (第 4 条、第 9 条関係)

江戸川区民生・児童委員協議会	わんぱく乳児院
江戸川区保護司会	江戸川つむぎの家
江戸川区青少年育成地区委員長会	小松川警察署
江戸川区地区人権擁護委員会	小岩警察署
東京養育家庭の会せせらぎ支部	葛西警察署
江戸川区医師会	江戸川少年センター
江戸川区歯科医師会	東京都立墨東病院
東京都助産師会江戸川地区分会	東京都立鹿本学園
江戸川区私立幼稚園協会	東京都立白鷺特別支援学校

江戸川区認可私立保育園園長会	東京都立臨海青梅特別支援学校
江戸川区認証保育所連絡会	江戸川区
江戸川区小規模保育所連絡会	江戸川区教育委員会

一部改正 [令和 3 年要綱 76 号・4 年 123 号]

江戸川区子どもの権利条例

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。

一人ひとりの子どもの思いや意見が大切にされるとともに、より良い社会をつくるため、子どももまた地域社会をつくる一員として、自ら学び、まわりの人と協力していくことが大切です。お互いの権利を大切にしようまちは、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

(目的)

第一条 この条例は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの権利を大切に守っていくために、その基本となる考えをみんなで理解し、江戸川区のまち全体で子どもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第二条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- 一 「子ども」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている人の中でまだ十八歳になっていない人をいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。
- 二 「保護者」とは、親や、親に代わって養育をする里親などをいいます。
- 三 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていたり、活動

をしたりしている人や団体、事業所をいいます。

四 「育ち学ぶ施設」とは、保育所や幼稚園、学校などの、子どもが育ち、学んだり、活動したりするために利用する施設をいいます。

(大切な権利)

第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えにもとづき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに成長していくために、特に次の四つの権利を大切にしていきます。

一 子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和や安全が確保されるなかで、自分らしく成長できるよう支援を受けることができること。

二 子ども自身が、自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見が受け止められ、年齢やころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもらうことができること。

三 子どもが、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

四 子どもに関するすべての活動において、その子どもにとって最もよいことをしっかりと考えてもらうことができること。

3 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

(保護者の役割)

第四条 保護者は、子育てについて第一に責任があり、家庭が子どもの健やかな成長のためになくてはならない大切な場であることを自覚し、子どもが健やかに育つよう、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

3 江戸川区は、保護者がその役割を理解し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。

4 育ち学ぶ施設の関係者や区民は、保護者が家庭で安心して子育てができるようお互いに協力しながら支援するように努めます。

くみん やくわり
(区民の役割)

第五 条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 区民や江戸川区は、地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

3 区民は、地域の中で子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

4 江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して必要な支援を行います。

そだ まな しせつ かんけいしゃ やくわり
(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第六 条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持っていることをしっかりと理解し、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

3 育ち学ぶ施設の管理者は、保護者や区民に対して、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めます。

えどがわく やくわり
(江戸川区の役割)

第七 条 江戸川区は、子どもの権利を大切にし、子どもの意見をきき、子どもが地域社会へ参加していくことができるよう支援していきます。

2 江戸川区は、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるとともに、子どもの立場から考えたまちづくりを江戸川区のまち全体にわたって計画的に行い、子どもの権利が大切に守られるように取り組みます。

3 江戸川区は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくための計画をつくりま

きょうりよく
(協力)

第八 条 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに協力しながら子どもの育ちを支援します。

2 江戸川区は、国や他の地方公共団体（都道府県や区市町村をいいます。）などと

協力して、子どもに関する政策を実施し、子どもの育ちを支援します。

(権利が守られていない状態からの回復)

第九条 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに協力しながら差別や虐待、いじめなど、子どもの権利が守られていない状態について早期に発見し、権利が守られていない状態からの回復のための支援に努めます。

2 江戸川区は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。

(子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと)

第十条 江戸川区は、子どもの権利について、子どもや保護者、区民に理解してもらうように努めます。

2 江戸川区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などで、子どもが権利について学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行います。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行します。

～親が相談してきたときの援助者の心得～

- 1 相談してきた親の努力をねぎらいましょう
- 2 「ひとりでがんばらなくてもいいよ」と気持ちを軽くしてあげましょう
- 3 「親なのに」という考えは捨てましょう
- 4 すぐに「頑張りなさい」とはげますのはやめましょう



江戸川区要保護児童対策地域協議会
事務局：江戸川区児童相談所「はあとポート」

03-5678-1810

